

令和 8 年度第 1 回八千代市廃棄物減量等推進審議会会議録（要旨）

日時：令和 8 年 7 月 1 0 日（金）

午後 2 時 0 0 分から午後 3 時 1 5 分まで

会場：八千代市上下水道局 2 階 大会議室

1. 議題

- (1) 会長・副会長の選任について
- (2) プラスチック類の分別収集及び再商品化について
- (3) ごみ処理手数料について
- (4) その他

2. 出席者

(委 員)	斉 藤 崇	櫻 岡 裕 之
	武 藤 良 博	小 川 弘 之
	池 田 延 史	的 場 幸 子
	竹 下 千 匡	高 崎 純 子

(事務局)	経済環境部長	佐 藤 淳 也
	経済環境部次長	平田 博史
	クリーン推進課長	陰 山 路 加
	清掃センター所長	山 崎 勝 文
	清掃センター副主幹	小 杉 勝 彦
	清掃センター副主幹	河 原 成 宜
	クリーン推進課主査	櫻 井 宏 樹
	クリーン推進課主査	関 口 勇 治
	クリーン推進課主査補	久保出 勇 輝
	クリーン推進課主査補	小 林 憲 弘
	クリーン推進課主査補	弓 場 將 太
	クリーン推進課主任主事	徳 永 喜 史
	クリーン推進課主事	村 田 彩 香

3. 公開または非公開の別 公開

4. 傍聴人数 1 名（定員 8 名）

5. 会議内容 以下のとおり

1 開会

事務局より開会の説明。

2 審議会委員の委嘱

3 委員自己紹介及び職員紹介

4 議題

(1) 会長・副会長の選任について

八千代市廃棄物減量等推進審議会規則に基づき、会長及び副会長を委員の互選により会長を斉藤委員・副会長を櫻岡委員と決定。

(2) プラスチック類の分別収集及び再商品化について

資料1及び資料2に基づき、プラスチック類の分別収集及び再商品化に関する市の方針及び今後のスケジュールを説明した。説明内容の概要は以下のとおり。

- ・令和4年4月施行のプラスチック資源循環法を受け、本市では令和7年2月に基本方針を策定した。
- ・収集対象は、プラスチック素材100パーセントのものとする。金属製のねじが使用されているおもちゃやゴム等の他の素材が複合している製品は、市民が判断に迷う懸念があることや、小型家電製品に付帯したりリチウムイオン電池などの禁忌品混入の割合が高くなる可能性があることから、中間処理施設における機器の故障やプラスチックの品質低下を防ぐため対象外とし、従来どおりの分別とする。
- ・事業スキームは、法第32条の指定法人ルート及び法第33条の大臣認定ルートを比較した結果、引取り先を確保しやすいこと、プラスチック類の分別収集及び再商品化の開始が清掃センターの基幹改良工事が対象となる国の交付金の交付要件となっており、期限が迫っていること、導入初期である法第33条スキームの問題点は今後顕在化してくる時期であること等から、法第32条のスキームを採用する方針とした。
- ・令和8年3月上旬に一般競争入札にて中間処理事業者が決定し、事業開始のめどが立ったことから、分別収集の開始を令和10年10月1日の開始と決定した。
- ・可燃ごみを週3回から週2回へ変更し、水曜日及び木曜日をプラスチック類の収集日に充てる案及び収集対象品目案について、廃棄物減量等推進員の意見交換を行った。
- ・収集は、週1回の集積場所での収集とする。排出に当たっては、内容物を使い切り、汚れがある製品は水ですすぐか拭き取ることとする。
- ・収集袋は無色透明又は半透明の20リットルの袋とし、大きさ（長さ）が50センチメートル以上の製品又は袋に入らない製品は、粗大ごみ等として従来どお

り排出する。

- ・今後モデル地区での検証を検討している。

竹下委員：汚れの判断には個人差があり、また高齢化などにより過度な洗浄や細かな分別が市民の心理的・時間的負担となるおそれがあるため、判断基準及び対策をどう考えているか。分別を細かくしすぎることにより、市民が転出し人口減少につながる恐れはないか。

事務局：今後、わかりやすく分別してもらうために許容できる汚れの程度を写真及び動画で示すガイドライン等を作成し、周知していきたい。分別区分については、八千代市は特段細分化してはいないが、市民の負担等に注視していく。また、高齢者及び障害のある人への支援体制も検討する。不適切な排出物については、警告シールを貼付して残置し、正しい排出方法を周知することを想定している。

小川委員：不適切な排出物の確認及び警告シールの貼付は収集作業員の負担となるため、容易に判断できる簡素な運用としてほしい。

事務局：不適合な素材を収集した場合、受入基準を満たさず、市全体の引取りが拒否されるおそれがあるため、現場での確認は必要である。収集作業員の負担が過大とならないよう、シールの運用の簡素化及び事前周知について、収集委託業者を含めて協議する。

武藤委員：将来的な地域内資源循環の観点から、法第 33 条のスキームへの移行も視野に入れ、近隣事業者の処理能力及び技術動向に関する調査を継続してほしい。また、市民への周知期間を十分に設けてほしい。

事務局：令和 15 年度までの再商品化の事業スキームは決定したが、引き続き近隣のリサイクル施設の処理技術及び受入能力の状況を注視し、中長期的な検討を継続する。市民周知は、広報紙及び市ホームページに加え、自治会及び廃棄物減量等推進員を通じた説明会等により行っていく。

池田委員：50 センチメートル以上の製品を切断又は分解して指定袋に収めた場合の取扱い及び、可燃ごみの収集回数減少に伴う収集業者の負担が増えること及び集積所の容量不足はどう考えているか。

事務局：50 センチメートル未満かつ指定袋に収まる状態とした製品は、プラスチック類として排出できる方向で検討している。また集積所があふれるなど懸念がある場合は、利用世帯による分散など、利用者及び管理組合と個別に協議し対応する。

斉藤会長：新たな収集体制への移行に当たり、収集のモデル事業（実証実験）は実施するか。

事務局：対象地区及び必要な予算規模を精査している段階である。令和 10 年 10 月の本格実施に向け、可能であれば令和 8 年度中、遅くとも令和 9 年度の早期に実施したいと検討している。

(3) ごみ処理手数料について

資料3に基づき、令和10年10月のプラスチック類分別収集の開始に合わせ、指定ごみ袋等の手数料（ごみ処理手数料）の見直しを検討している旨を説明した。説明内容の概要は以下のとおり。

- ・現行の手数料は20年以上同じ価格であり、処理費用に占める市民の手数料負担の割合は、費用上昇により約6パーセントとなっている。
- ・焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設については、老朽化に伴う基幹的設備改良工事を予定しており、年間約3億8,000万円の負担増を見込んでいる。
- ・「使用料・手数料見直しガイドライン」による一度の改定の上限を踏まえ、現行価格の1.3倍又は1.5倍（負担割合では8パーセントから9パーセント程度）とする案を基に試算を示した。
- ・事業系ごみ処理手数料についても、近隣市との均衡を踏まえ、見直しを検討する。

池田委員：物価、建設資材費及び人件費の上昇を考慮すると、資料に示された設備改良工事の概算額では不足するおそれがあるとして、想定を上回る費用となった場合の対応は。

事務局：提示額は数年前の概算を基にしたものであり、設計を進める中で想定額を上回る可能性が高いと認識している。今後、事業費を精査するとともに、手数料改定の必要性及び費用上昇の背景を市民に分かりやすく説明する。

竹下委員：ごみ処理に係る市の財政状況及び収支構造は市民にとって分かりにくい。指定ごみ袋の売上の使途、設備改良工事による処理能力又は効率化への効果および焼却施設の広域化による他市からの資金調達の可能性は。

事務局：指定ごみ袋の製造・販売のみ収支では年間約9,000万円の収入となっているが、収集運搬費及び施設の運転管理費を含むごみ処理全体では、一般財源で不足を補っている。設備改良工事は施設を延命するためのものであり、また焼却炉の処理能力を向上させるものではない。長期的には、近隣自治体との集約化を視野に入れた処理体制の検討が必要であると考えている。

斉藤会長：ごみ袋の価格改定について、改定時には全てのサイズで1リットル当たりの単価を統一する考えか。

事務局：容量にかかわらず公平な負担とする観点から、1リットルあたりの単価を統一したもので表記した。

武藤委員：手数料を1.3倍又は1.5倍とする案は、事務局の原案又は方針として、この範囲で検討を進めるものか。

事務局：市民生活への急激な影響を避けるため、ガイドラインの上限である1.5倍以内で検討している。審議会の意見及び市民の受忍限度等を総合的に勘案し、適切な改定水準を定めたい。

(4) その他

①「おいくら」の導入について

新たなリユース施策である「おいくら」の導入について説明した。

本市は、株式会社マーケットエンタープライズと協定を締結し、不要品買取の一括査定サービス「おいくら」を令和8年6月30日から導入した。

市の費用負担はなく、買取が成立した場合に加盟店が運営元へ手数料を支払う仕組みである。

齊藤会長：市が案内する民間サービスの利用に当たり、利用者と買取業者の間でトラブルが生じた場合の対応は。

事務局：トラブルは原則として運営元が対応する。市は、市ホームページ等で案内していることを踏まえ、運営開始当初は必要に応じて利用者を支援し、運営会社に改善を求める体制を確保する。

竹下委員：通常のごみ出しと比較した場合の市民にとってのメリットは。

事務局：「おいくら」サービスを市民が利用するためには、市との協定締結が要件となる。また、粗大ごみとして処理費用を支払って処分していた物品について、売却益を得られる可能性がある、買取業者が自宅まで引取りに来る場合が多く、大型家具又は重量のある家電を運び出す負担を軽減できる、粗大ごみ処理量の削減も期待しているなどがメリットと考えている。

②今後のスケジュールについて

「プラスチック類の分別収集及び再商品化」及び「ごみ処理手数料の見直し」については、市内での調整及び精査を進めた上で、令和8年11月から12月頃に開催予定の次回審議会において、市長から正式に諮問を行う予定である。

その後、審議会での審議を経て、令和9年1月から2月頃を目途に、審議会から答申をいただく予定である。

以上